

## 国立大学法人琉球大学における障がい者を理由とする差別の解消の推進 に関する教職員対応要領に係る留意事項

国立大学法人琉球大学における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）第6条及び第7条に定める留意事項については、以下のとおりとする。

### 第1 「不当な差別的取扱い」に関して（第6条関係）

「不当な差別的取扱い」であるかどうかの判断においては、その取扱いを行う正当な理由の有無が重要となる。正当な理由があるといえるためには、障がい者を理由として行われる取扱いが、客観的にみて正当な目的の下に行われたものであって、その目的に照らしてやむを得ないといえることが必要であり、そのような正当な理由があるか否かは、対応要領第3条第2項のとおり、個別の事案ごとに、具体的な状況に応じて総合的・客観的な検討を行い判断すべきものである。

なお、「客観的」とは、その判断が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるということの意味する。また、「具体的な状況に応じて検討する」ことを要するのであるから、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるといった程度の検討では不十分であることに留意する必要がある。

「不当な差別的取扱い」に当たり得る具体例は、別紙1のとおりである。掲げられている具体例はあくまでも例示であり、これ以外にも不当な差別的取扱いに該当するものがあり得ることに留意する必要がある。なお、いずれの例においても、客観的にみて正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いには該当しないことを前提としている。

### 第2 「合理的配慮」に関して（第7条関係）

「合理的配慮」は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、障がい者の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的な状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、様々な要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じ、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされるべきものである。また、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変遷することにも留意すべきである。

また、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、均衡を失した又は過重な負担を課すようなものは、「合理的配慮」には当たらず、そのような均衡を失した又は過重な負担に当たるか否かは、個別の事案ごとに、具体的な状況に応じて総合的・客観的な検討を行い判断すべきものである。

なお、「客観的」という意味については、第1に記載したとおりである。また、「具体的な状況に応じて検討した」といえるためには、対応要領第4項に掲げる各号の要素等とともに、先に述べた当該障がい者が現に置かれている状況や、社会的障壁の除去のための手段及び方法についての様々な要素を十分に考慮する必要があることに留意する必

要がある。

「合理的配慮」の具体例は、別紙2とおりである。掲げられている具体例はあくまでも例示であり、これ以外にも合理的配慮は多数存在することに留意する必要がある。なお、いずれの例においても、均衡を失した又は過重な負担が存在する場合は、合理的配慮には当たらないことを前提としている。

### 第3 「具体例」に関して

「不当な差別的取扱い」に当たり得る具体例及び「合理的配慮」の具体例については、次の項目ごとに別紙1及び2に示すとおりである。

#### (1) 「不当な差別的取扱い」に当たり得る具体例（別紙1）

- ・学生関係
- ・教育学部附属学校関係
- ・医学部附属病院関係
- ・その他

#### (2) 「合理的配慮」の具体例（別紙2）

- ・学生関係
- ・教育学部附属学校関係
- ・医学部附属病院関係
- ・その他

「不当な差別的取扱い」に当たり得る具体例

【学生関係】

- 障がいがあることを理由に受験を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に入学を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に授業受講を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に研究指導を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に実習, 研修, フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- 障がいがあることを理由に式典, 行事, 説明会, シンポジウムへの出席を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に学生寮への入居を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 手話通訳, ノートテイク, パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で, 障がいのある学生等の授業受講や研修, 講習, 実習等への参加を拒否すること。
- 試験等において, 合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。

【教育学部附属学校関係】

- 学校事務窓口等での対応を拒否する, 又は対応の順序を後回しにすること。
- 資料の送付, パンフレットの提供, 説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと。
- 学校への入学の出願の受理, 受験, 入学, 授業等の受講や研究指導, 実習等校外教育活動, 式典参加を拒むことや, これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すること。
- 入学者選考考査等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に, 当該選考考査等の結果を学習評価の対象から除外したり, 評価において差を付けたりすること。

【医学部附属病院関係】

- 障がいがあることを理由に窓口対応を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に窓口等での対応順序を劣後させること。
- 障がいがあることを理由に書面の交付, 資料の送付, パンフレットの提供等を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に説明会, シンポジウムへの出席を拒否すること。
- 事務・業務の遂行上, 特に必要ではないにもかかわらず, 障がいがあることを理由に来院の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けること。

【その他】

前記に掲げる具体例は共通的に示し得る例示を含むものであり, これ以外にも次のような取扱いを行うこと。

- 障がいがあることを理由に受付事務, 窓口対応を拒否し, 又は受付, 対応の順序を後回しにすること。
- 障がいがあることを理由に施設やそのサービスの利用をさせないこと。
- 事務・業務の遂行上, 特に必要ではないにもかかわらず, 障がいを理由に来学の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり, 特に支障がないにもかかわらず, 付き添い者の同行を拒んだりすること。

「合理的配慮」の具体例

【学生関係】

1. 物理的環境への配慮の具体例

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること。
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 障がい特性により、授業中、頻りに離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 易疲労状態の障がい者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。

2. 意思疎通の配慮の具体例

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの必要な情報保障を行うこと。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- 障がいのある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。

3. ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障がい特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。

- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること。
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- 教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- 障がいのある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- 授業中、ノートを取ることに難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること。
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障がい者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障がいによる制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- 視覚障がいや肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。
- 性同一性障がい者から、自己の呼称についての希望（「〇〇さん」、「〇〇くん」と呼ぶこと、或いはフルネームではなく名字のみで呼ぶこと）があった場合に、これに応じること。

## 【教育学部附属学校関係】

### 1. 物理的環境への配慮の具体例

- 管理する施設・敷地内において車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡すこと、又上階への移動の際は、エレベーターの利用をすること。
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の児童・生徒等と同様に利用できるように改善すること。
- 移動に困難のある児童・生徒等のために、普段よく利用する教室に近い位置に送迎車等

の駐車場を確保すること。

- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 障がい特性により、授業中、頻回に離席の必要がある児童・生徒について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- 移動に困難のある児童・生徒等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 易疲労状態の障がい者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時の休憩スペースを設けること。
- 聴覚過敏の児童・生徒のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童・生徒のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案事に教室環境を変更すること。

## 2. 意思疎通の配慮の具体例

- 授業や実習、行事等のさまざまな機会において、手話、点字など様々なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す児童・生徒のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- 教科書・教材等の印刷物にアクセスできるように、児童・生徒等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 聞き取りに困難のある児童・生徒が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- 障がいのある児童・生徒で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
- 口頭の指示のみでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。

## 3. ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 入学選考考査や定期試験において、個々の児童・生徒の障がい特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
- 障がい者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該児童生徒の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。
- 学校、文化施設等において、板書やスクリーン等がよく見えるように、板書等に近い

席を確保すること。

- 体育的行事（運動会等）や文化的行事（合唱祭等）において、移動に困難のある障がい者を早めに入場させ席に誘導したり、車いすを使用する障がい者の希望に応じて、決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにすること。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童・生徒のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡すこと。
- 障がいのある児童生徒が参加している体験的活動や実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- 授業中、ノートを取ることが難しい児童・生徒に、板書を写真撮影することを認めること。
- 運動機能が低い児童・生徒に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。
- 慢性的な病気等のために他の児童・生徒と同じように運動ができない児童生徒に対し、運動量を軽減したり、代替え出来る運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除することなく、参加するための工夫をすること。
- 治療等のために学習できない期間が生じる児童・生徒に対して補習を行うなど、学習の機会を確保する方法を工夫すること。
- 読み・書等に困難ある児童・生徒のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- 発達障がい等のため、人前で発表の困難な児童・生徒に対し、代替え措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。
- 性同一性障がい者から、自己の呼称についての希望（「〇〇さん」、「〇〇くん」と呼ぶこと、或いはフルネームではなく名字のみで呼ぶこと）があった場合に、これに応じること。

## 【医学部附属病院関係】

### 1. 物理的環境への配慮の具体例

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、左右・前後・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりすること。
- 障がい特性により、頻回に離席の必要がある場合に、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申し出があった際は、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、当該障がい者に事情を説明し、対応窓口の近くに長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がい者等に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供すること。

### 2. 意志疎通の配慮の具体例

- 筆談、読み上げなどのコミュニケーション手段を用いること。

- 意志疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード等を活用して意志を確認すること。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモして渡すこと。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達すること。
- 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。
- 知的な障がいを有する者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応すること。また、なじみのない外来語はさける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡すこと。

### 3. ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替えること。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- 病院の敷地内において、車両乗降場所を施設出入り口に近い場所へ変更すること。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障がい者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備すること。
- 性同一性障がい者から、自己の呼称についての希望（「〇〇さん」、「〇〇くん」と呼ぶこと、或いはフルネームではなく名字のみで呼ぶこと）があった場合に、これに応じること。

### 【その他】

前記に掲げる具体例は共通的に示し得る例示を含むものであり、これ以外にも次のような配慮を行う。

#### 1. 物理的環境への配慮の具体例

- 災害や事故が発生した際に、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚に障がいのある者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導すること。
- 障がい特性により、受講中、頻回に離席の必要がある受講者について、座席位置を出入口の付近に確保すること。

#### 2. 意志疎通の配慮の具体例

- 障がいを有する者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。
- 筆談、要約筆記、読み上げなどのコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明すること。

#### 3. ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
- 必要に応じて、事務手続きの祭に、職員等が必要書類の代筆を行うこと。



○移動に困難のある障がい者を早めに入場させ席に誘導したり，車椅子を使用する障がい者の希望に応じて，決められた車椅子用以外の席も使用できるようにしたりすること。